

☆ 酒類販売業（製造）の免許申請に係る証明書

1 郵便請求について

(1) 請求先→課税地の市区町村。

市税事務所納税推進担当に請求してください。

(2) 記入事項

- ・ 請求される方の住所、氏名、生年月日、証明書が必要な個人又は法人との関係、連絡先電話番号
- ・ 個人の場合、証明書が必要な個人の住所、氏名
- ・ 法人の場合、証明書が必要な法人の主たる事務所（本社又は支店）の所在地、法人名、代表者（又は支配人）氏名

(3) 代表者印

- ・ 法人の場合、代表者印の押印（又は、代表者印の押印された委任状など、権限の委任を受けていることを確認できる書類を添付してください）

2 送付方法及び送付先

下記の①②③④を同封し、**市税事務所納税推進担当**に郵送してください。

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 番地の 1 井門明治安田生命ビル 5 階
京都市市税事務所納税推進担当

※必要な場合は⑤委任状を併せて同封してください。

① 請求書及び証明書

「酒類販売業（製造）の免許申請に係る請求書及び証明書」に必要な事項を記入してください。

A3 サイズで拡大印刷、又は、A4 サイズで印刷後、A3 サイズに拡大コピー（141%拡大）してください。

② 手数料

1 通につき 800 円（1 通で、2 項目を証明するため）。

※ 手数料は定額小為替（郵便局でお求めください。つり銭が生じないようにしてください）をお願いします。

③ 本人確認書類のコピー

運転免許証、健康保険証等のコピーを同封してください。

④ 返信用封筒

返送先を記入し、郵便切手（通常 84 円）を貼ってください。お急ぎの場合は、速達料金を追加してください。

⑤ 委任状（※代理請求の場合）

個人の場合、本人以外の請求の場合は、委任状を同封してください。京都市内で同一世帯の親族の方については、委任状を省略できます。

法人の場合、代表者本人又は社員以外の請求の場合は、委任状を同封してください。その法人の従業員については、委任状は必要ではありません。

※法人の場合で、かつ京都市市税事務所法人税務担当に「法人等設立・解散・変更届出書」をまだ提出されていない場合は、法人の登記事項証明書（写しでも可）の添付が必要です。

① 請求書

「酒類販売（製造）
の免許申請に係る
証明書」

A3に拡大印刷
必要事項を記入

② 手数料

定額小為替

¥〇〇〇〇円

③ 本人確認書類

免許証
保険証等
のコピー

④ 返信用封筒

切手

ご住所
お名前

※代理請求の場合

⑤ 委任状

委任状

〒604-8171

京都府京都市中京区烏丸通御池下る
虎屋町566番地の1
井門明治安田生命ビル5階
京都府税務事務所納税推進担当 宛

切手